

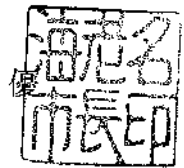
海老名市告示第145号

相模川流域関連海老名公共下水道の供用及び処理を開始するので、下水道法第9条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、その関連図書は、令和8年6月17日(水)から令和8年6月30日(火)までの間、当市まちづくり部下水道課事務室に備え置いて縦覧に供する(土曜日及び日曜日を除く、8時30分から17時15分までの間)。

令和8年6月16日

海老名市長 内野



記

- 1 供用及び処理を開始する年月日
令和8年7月1日(水)
- 2 供用及び処理を開始する区域
別紙のとおり
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧図書のとおり
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
茅ヶ崎市柳島1900番地
相模川流域下水道 柳島水再生センター

(別紙)

供用及び処理を開始する区域

図面番号	処理分区	大字	小字	地番	地積
1	18分区	上今泉	四丁目	1105番1	300.73
2	20分区	上郷		390番1, 391番1, 392番, 393番1	2,894.00
3	21分区	河原口	六丁目	1345番, 1349番1	986.00
4	30分区	東柏ヶ谷	六丁目	1481番2	99.17
5	33分区	柏ヶ谷	二丁目	1055番1	493.20
6	35分区	上今泉	一丁目	3747番1	185.00
7		国分南	二丁目	1697番42, 1768番, 1770番4~5	3,114.68
8	36分区	中央	四丁目	1364番6, 1381番1, 1589番1	2,185.00
9		国分南	三丁目	843番19	32.41
10	37分区	大谷南	二丁目	3592番1	853.69
11		大谷北	二丁目	3971番9~11, 4052番5	733.13
12		大谷北	三丁目	3704番1, 3706番6, 3727番3	382.00
13	37-1分区	中新田	二丁目	824番5	40.82
14	38分区	中新田	五丁目	2892番7	101.94
		社家	二丁目	3698番1, 3698番3~7, 3698番9~11, 3992番1, 3992番3~7, 3994番1, 3994番3~4, 4000番1	2,466.87
		今里	三丁目	1160番1, 1161番1~2, 1163番, 1164番, 1261番1~13	3,070.14
19	39分区	上河内		1038番9, 1039番1, 1044番口, 1045番3, 1046番1, 1046番3, 1047番1, 1047番3~4, 1048番1~2, 1049番1, 1049番3, 1050番1, 1050番3, 1050番6	8,926.55
16		大谷北	四丁目	4500番9~10	29.97
17		杉久保南	一丁目	244番8	3.46
19		杉久保南	五丁目	2734番14, 2734番41, 2734番47~50, 2737番1, 2737番3, 2738番1, 2739番6~9, 2740番9, 2741番4~5	2,877.60
18		杉久保北	三丁目	1202番1, 1203番1, 1205番1	134.36
21	40分区	中河内		1178番1	267.00
20		社家	五丁目	425番1, 425番3~4, 426番1, 426番3, 427番1~3, 427番5, 429番1, 429番3, 520番2, 523番2, 525番2, 583番, 584番2	6,489.16
22	41分区	中野	一丁目	38番1	12.00
			二丁目	587番8	91.21
23		門沢橋	二丁目	762番8	205.17
24	46分区	国分南	四丁目	1300番6, 1304番5	113.41
25	48-1分区	杉久保南	二丁目	1870番18	222.25
		杉久保南	四丁目	2616番1	505.00
合計 (㎡)					37,815.82